

意見案第4号

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話は、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や、文法体系を持つ言語であり、ろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたものである。

しかしながら、我が国では手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において、平成18年12月に採択された障害者権利条約の第2条に、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語に含まれることが明記された。

我が国では、平成23年8月に障害者基本法が改正され、手話が言語であることは明確に位置づけられているものの、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、手話に関する施策も含めた個別法が必要である。

北海道では、平成30年4月に、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及のための施策の基本方針等を定めた手話言語条例を施行したところである。

令和2年8月現在では、道府県や市町村など計357の自治体では同様の条例が制定されているところであるが、このような取組を着実に根づかせるためには、手話が音声言語と対等な言語であることを全国的に広め、ろう者の一層の自立と社会参加の促進のために、手話が言語として認められ、ろう者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境整備を目的とした、「手話言語法（仮称）」の制定が必要である。

よって、国においては、「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊